

条

例

議案第3号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) 令和13年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1

2～6 略

(法人税割の税率)

第40条 法人税割の税率は、次の表の法人税割の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の税率の欄に定める率とする。

法人税割		税率
略		
(2) 令和8年3月31日までに開始する各事業年度分の法人税割	ア イに掲げる法人税割以外の法人税割	100分の1.8
	イ 中小法人等に対する各事業年度分の法人税割	100分の1

2～6 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第4号

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例（平成6年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(県費の支払) 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>8円38銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>41万9,000円に5円62銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を	(県費の支払) 第9条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第3条第1項に規定する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 (1) 当該ビラの作成枚数が5万枚以下である場合 <u>7円73銭</u> (2) 当該ビラの作成枚数が5万枚を超える場合 <u>38万6,500円に5円18銭</u>にその5万枚を超える枚数を乗じて得た金額を

加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、１銭とする。）	加えた金額を当該ビラの作成枚数で除して得た金額（１銭未満の端数がある場合には、その端数は、１銭とする。）
(県費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第３条第１項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (１) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得	(県費の支払) 第12条 県は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された掲示場用ポスターの１枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定めるところにより算定した金額を超える場合には、当該各号に定めるところにより算定した金額）に当該掲示場用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて、基準枚数の範囲内のものであることにつき、選挙管理委員会規則で定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、選挙管理委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第３条第１項に規定する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。 (１) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得

た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額に60万9,690円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

た金額に31万6,250円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下同じ。）

(2) 当該選挙区等におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額に58万6,905円を加えた金額を当該選挙区等におけるポスター掲示場の数で除して得た金額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の鳥取県議会議員及び鳥取県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等についての県費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案第5号

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県住民基本台帳法施行条例（平成14年鳥取県条例第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 温泉法（昭和23年法律第125号）第19条第1項の登録の申請に関する事務
- (2) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第4条第1項の登録の申請、同法第13条第1項の書替交付の申請、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務

(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務)

第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。

- (1) 栄養土法（昭和22年法律第245号）による同法第4条第1項の免許に関する事務であって規則で定めるもの
- (2) 温泉法（昭和23年法律第125号）による同法第19条第1項の登録に関する事務であって規則で定めるもの
- (3) 肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）による同法第4条第1項の登録、同法第13条第1項の書替交付、同法第16条の2の届出又は同法第22条の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- (4) 家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）による同法第16条第1項の免許又は家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）による同令第9条の書換交付若しくは同令第10条の再交付に関する事務であって規則で定めるもの
- (5) 採石法（昭和25年法律第291号）による同法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの

(3) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地（当該土地が埋立て又は干拓により造成されるものであるときは、当該埋立て又は干拓に係る河川の敷地又は海底を含む。）又は当該土地の上にある立木、建物その他土地に定着する物件について権利を有する者の調査に関する事務</u>	(6) <u>土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業（都市計画法（昭和43年法律第100号）第69条の規定によりみなされるものを含む。）の用に供するための土地の取得に関する事務であって規則で定めるもの</u>
(4) <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条第1項に規定する浄化槽管理者と認められる者の調査に関する事務</u> (5) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第2条第1項の交付の申請又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）第3条第1項の届出に関する事務</u>	(7) <u>砂利採取法（昭和43年法律第74号）による同法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> (8) <u>浄化槽法（昭和58年法律第43号）による浄化槽管理者に対する指導及び助言に関する事務であって規則で定めるもの</u> (9) <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）による同法第2条第1項の交付又は原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成7年政令第26号）による同令第3条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> (10) <u>介護保険法（平成9年法律第123号）による同法第69条</u>

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第9条第2号の<u>指定の申請又は同令第10条の3第2号の指定の申請に関する事務</u> (7) 略 (8) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による恩給を受ける権利を有する者又は給付の額の加算の原因となる者の調査に関する事務 (9) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）第10条の2第1項若しくは第3項の<u>登録の申請又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務</u> (10) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）<u>第12条第1項の許可の申請に関する事務</u> (11) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）第4条第1項の<u>承認の申請、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付の請求又は同条例第18条第</u>	<u>の2第1項の登録又は同法第69条の4の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）による<u>同令第9条第2号又は同令第10条の3第2号の指定に関する事務であって規則で定めるもの</u> (12) 略 (13) 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例（大正12年鳥取県令第55号）による<u>同条例第7条ノ3の調査に関する事務であって規則で定めるもの</u> (14) 鳥取県屋外広告物条例（昭和37年鳥取県条例第31号）による<u>同条例第10条の2第1項若しくは第3項の登録又は同条例第10条の6第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの</u> (15) 鳥取県営鳥取空港の設置及び管理に関する条例（昭和42年鳥取県条例第24号）による<u>同条例第12条の許可に関する事務であって規則で定めるもの</u> (16) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による<u>同条例第4条第1項の承認、同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3</u>
--	---

3 項（第 2 号の場合に限る。）の届出若しくは同条第 4 項の現況の報告に関する事務 (12) 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第 5 号）第15条の資金の貸付けその他の援助の申請に関する事務 (13) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第12条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は同条例第17条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の届出に関する事務 (14) 略	項（第 2 号の場合に限る。）の届出又は同条第 4 項の現況の報告に関する事務であって規則で定めるもの (17) 消費生活の安定及び向上に関する条例（昭和55年鳥取県条例第 5 号）による同条例第15条の資金の貸付けその他の援助に関する事務であって規則で定めるもの (18) 鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）による同条例第12条の 5 第 1 項若しくは第 2 項又は同条例第17条の 3 第 1 項若しくは第 2 項の届出に関する事務であって規則で定めるもの (19) 略
--	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 2 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例及び鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例（令和 7 年鳥取県条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第3条中鳥取県住民基本台帳法施行条例第2条の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前
(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(13) 略 (14) 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項に掲げる事務	(本人確認情報及び附票本人確認情報を利用することができる事務) 第2条 法第30条の15第1項第2号及び第30条の44の6第1項第2号に規定する条例で定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(13) 略 (14) 鳥取県特定個人情報情報の利用及び提供に関する条例（平成28年鳥取県条例第9号。以下「個人番号条例」という。）別表第1の1の項から7の2の項までに掲げる事務

議案第 6 号

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96

条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例（平成14年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正		改 正		改 正	
後		後		後	
改		改		改	
前		前		前	

(あっせん) 第4条 略	(あっせん) 第4条 略
2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。 (1)～(3) 略	2 知事は、前項の申請があった場合において、当該申請に係る個別労働関係紛争が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の規定にかかわらず、あっせんを行わないことができる。 (1)～(3) 略
(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第74条の7第1項の紛争調整委員会に所属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの	(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第74条の7第1項の紛争調整委員会に所属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの
(4) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第30条の6第1項の紛争調整委員会に所属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの	(5) 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和41年法律第132号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第37条第1項の紛争調整委員会に所属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(6) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第24条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の8第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略
(12) 略

(5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第18条第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）による解決の援助を求められたものであって同法による都道府県労働局長による助言、指導若しくは勧告がされ、若しくはこれらをしないことが決定されるまでの間にあるもの又は同法第47条の7第1項の紛争調整委員会に係属しているもの若しくは同法による調停が成立したもの

(7) 略
(8) 略
(9) 略
(10) 略
(11) 略

(13) 略 3 略	(12) 略 3 略
附 則 (施行期日)	
1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2項第4号の改正規定（「第30条の6第1項」を「第37条第1項」に改める部分	
に限る。）及び同項第5号の改正規定（「第18条第1項」を「第24条第1項」に改める部分に限る。）は、労働施策の総合的な推進並びに	
労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律等の一部を改正する法律（令和7年法律第63号）の施行の日から施行する。	
(経過措置)	
2 この条例の施行の際現に改正前の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第1項の規定によりありあせんの申請がなされ	
ている個別労働関係紛争については、改正後の鳥取県個別労働関係紛争の解決の促進に関する条例第4条第2項の規定にかかわらず、なお	
従前の例による。	

議案第7号

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県港湾管理条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年9月11日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県港湾管理条例の一部を改正する条例

鳥取県港湾管理条例（昭和35年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区分		使用料	
			単位	金額
岸壁及び物場	船舶(米子港にあっては、総トン数が5トン以上のものに限る。)に係留するとき。	外航船舶	総トン数1トンにつき	3円
			係留時間が6時間以下の場合	
			係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭
			係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円
			係留時間が6円に24時間を超える部分6時間までごとに1円50銭を加算した額	

別表第1 (第5条関係)

1 港湾施設用地以外の港湾施設

港湾施設の種類	区分		使用料	
			単位	金額
岸壁及び物場	鳥取港の区内の7号岸壁及び物場以外の場合。	外航船舶	総トン数1トンにつき	3円
			係留時間が6時間以下の場合	
			係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円50銭
			係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円
			係留時間が6円に24時間を超える部分6時間までごとに1円50銭を加算した額	

プレジャーボート等	1隻につき1日	820円	外航船舶以外の船舶	総トン数1トンにつき	係留時間が6時間以下の場合	3円30銭
	1隻につき1月	8,200円			係留時間が6時間を超え12時間以下の場合	4円95銭
	1隻につき1年	82,000円			係留時間が12時間を超え24時間以下の場合	6円60銭
その他の船舶	総トン数1トンにつき	3円30銭	貨物の一時置場として使用するとき。	係留時間が24時間を超える場合	係留時間が24時間を超える場合	6円60銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円65銭を加算した額
		4円95銭				
		6円60銭				
		6円60銭に24時間を超える部分6時間までごとに1円65銭を加算し		使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷役の日を除く。）のうち15日までの1日	使用面積1平方メートルにつき使用期間（荷	6円60銭
					役の日を除く。）のうち15日までの1日	8円80銭

正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第2条第2項に規定する遊漁船をいう。 2 <u>略</u> 3 <u>略</u> 4 <u>略</u> 5 <u>略</u> 6 <u>略</u> 別表第2（第12条関係） 1・2 <u>略</u> 備考 1 非課税とされるものに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考2に規定する非課税とされるものに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。 2～5 <u>略</u> 6 別表第1の備考6の規定は、占用料等の額について準用する。	1 <u>略</u> 2 <u>略</u> 3 <u>略</u> 4 <u>略</u> 5 <u>略</u> 別表第2（第12条関係） 1・2 <u>略</u> 備考 1 非課税とされるものに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱とは、それぞれ別表第1の備考1に規定する非課税とされるものに第1種電柱、第2種電柱及び第3種電柱をいうものとする。 2～5 <u>略</u> 6 別表第1の備考5の規定は、占用料等の額について準用する。
---	--

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 8 号

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

次のとおり警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和 7 年 9 月 11 日 提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例及び交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部を改正する条例

（警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正）

第 1 条 警察官に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和29年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
(支給する被服) 第2条 略 2 略 3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツに ついては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。			(支給する被服) 第2条 略 2 略 3 警察官に任命後初めて第1被服及び第2被服を支給する場合には、第1項の規定にかかわらず、冬服、合服及び夏服ズボン 又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイに ついては2本とする。		
(職員の給与に関する条例との関係) 第7条 この条例の規定により支給する支給品については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された警察官の給料から控除しないものとする。			(職員の給与に関する条例との関係) 第7条 この条例の規定により支給する支給品については、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された警察官の給料から控除しないものとする。		

(交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例の一部改正)

第2条 交通巡視員に対する被服の支給及び装備品の貸与に関する条例（昭和46年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（職員の給与に関する条例との関係） 第6条 支給品については、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された交通巡視員の給料から控除しないものとする。 別表第1（第2条関係） 略 備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服及び夏服ズボンについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、合ネクタイについては2本とする。	（職員の給与に関する条例との関係） 第6条 支給品については、職員の給与に関する条例（昭和26年2月鳥取県条例第3号）第2条第2項の規定にかかわらず、その相当額を、それを支給された交通巡視員の給料から控除しないものとする。 別表第1（第2条関係） 略 備考 交通巡視員に任命後初めて支給品を支給する場合には、冬服、合服及び夏服ズボン又は夏服スカートについては2着、夏服上衣、冬ワイシャツ及び合ワイシャツについては3着、冬ネクタイ及び合ネクタイについては2本とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

